

〔普通預金（インターネット支店）〕

項目	内 容
1.商品名	普通預金
2.販売対象	国内に在住する 15 歳以上の個人のお客さま（個人のお客さまであっても事業性には利用できません）
3.期間	定めはありません。
4.預入（受入）方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	いつでもお預け入れいただけます。 1 円以上 1 円単位
5.払戻（支払）方法	いつでもお引き出しいただけます。
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	当行所定の利率を適用します（変動金利・変動基準なし）。 毎年 2 月と 8 月の当行所定の日にお支払いします。 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出します。 利息の 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）が分離課税されます。 金利についてはホームページでご確認ください。
7.手数料	自動機（現金自動預金支払機等）によるお預け入れ・お支払い等にあたっては、しずぎんカード規定に定める手数料がかかることがあります。
8.付加できる特約事項	①総合口座による当座貸越のお取り扱いができます（20 歳未満のお客さまを除く）。 ②インターネット支店ではマル優のお取扱いはできません。
9.中途解約時の取り扱い	定めはありません。
10.重要事項について	この預金は預金保険の対象となります。（1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。）
11.その他参考となる事項	①次のいずれかに該当した場合には、預金口座を解約させていただきます。 A. お客さまがインターネット支店取引規定、その他の当行が定めた各規定に違反するなど、当行がお客さまとの取引を解約する相当の事由が生じたとき B. 当行に支払うべき諸手数料を 3 ヶ月以上延滞したとき C. 住所・連絡先変更の届出変更を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により当行にお客さまの所在が不明となったとき D. 支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき E. 成年後見制度利用者となったとき F. 当行に虚偽の申告をしたとき G. 名義人が存在しないことが明らかになった場合、または名義人の意思によらず口座等が開設されたことが明らかになった場合 H. 公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められる場合 I. 口座開設後、初回入金等が 1 年間なかったとき、または 1 年以上にわたり定期預金、外貨預金、投資信託の残高がなく、普通預金への利息以外の入金または出金がないとき J. 非居住者と判明したとき K. しずぎんカードまたは初回ログイン ID 等の通知書が郵便不着、受取拒否等により当行に返却された場合 L. 本サービスがお客さまの事業用に利用されたとき M. 前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じたとき ②インターネット支店では普通預金口座の開設時に必ず、総合口座定期預金、インターネット・モバイルバンキング、テレホンバンキングをご契約いただきます。
12.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先 全国銀行協会相談室 ②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772